

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房長

「工事請負契約書の運用基準について」の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を一部改正することとしたことに伴い、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「請負者」及び「乙」を「受注者」に改める。

第4条関係本文中「一」を「いずれか」に改める。

第4条関係の次に第10条関係として次のように加える。

第10条関係

第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第23条関係(1)中「第21条」の次に「第1項」を加える。

第24条関係(1)中「第20条第3項」の次に「、第21条第2項」を加え、(3)中「契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日」の次に「、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日」を加え、(4)中「及ぼした」を「受けた」に改め、「第20条第3項」の次に「、第21条第2項」を加える。

第39条関係(2)中「支払」を「支払い」に改める。

附 則

この通知は、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。